

パネル・ディスカッション

「平和憲法は時代遅れか？再軍備を検討する日本」

2007年4月25日 アジア・ソサエティー、ニューヨーク

パネリスト:

ベアテ・シロタ・ゴードン

(日本国憲法起草メンバー、ザ・アジア・ソサエティー・パフォーマンス・アート・フィルム・レクチャー部門元
ディレクター)

鈴木邦男

(政治批評家、新右翼団体「一水会」創設者)

ジャン・ユンカーマン

(ドキュメンタリー映画作家、映画「日本国憲法」監督)

フランシス・ローゼンブルース

(イエール大学ポリティカル・サイエンス教授、日本経済のスペシャリスト)

司会:

キャロル・グラック (コロンビア大学日本史教授)

キャロル・グラック (以下CG) : 来週の5月3日は、現行の日本国憲法の施行60周年記念日となります。この日本国憲法は、実はそれ以前に日本にあった、1890年に施行された大日本帝国憲法が改正されたものですから、日本は一世紀以上に渡り成文憲法を有しており、第二次大戦後、アメリカが勝利した際の1947年に改正されたことを考慮した上でも、世界で二番目に長い成分憲法制度の歴史を持つ国と言えます。

しかしこのような長い伝統のなかで、日本の憲法は当初から多くの論争を巻き起こしてきました。20世紀の初頭には明治憲法に関する議論があり、そして1947年以降、戦後憲法が施行された後も、時を待たずして、それは議論的となりました。そして今日、私たちはその最も最近の議論、すなわち日本国憲法を改正するべきかどうか、そしてその政治的可能性はあるのか、について議論します。

改正派が差し出す改正のための理由は歴史時期によって異なるのですが、最もよく言われる理由は、この日本国憲法が日本人によって書かれていない、占領下にアメリカ人によって書かれたものだ、ということです。しかし、それに緊密に関わる最も重要な憲法に関する議論の一つが、憲法第9条、すなわち戦争の放棄を定めた条項を改正するかどうか、という議論です。日本人はこの憲法をPeace Constitution、すなわち平和憲法として認識しているのですが、その認識はこの9条に根ざしています。この憲法は非常にユニークなものであり、こんな条項を含んだ憲法は、世界中どこにも存在していません。

そのような憲法改正を巡る論議は、現在の日本において大変活発なもので、その改正論にも多くの側面があるのですが、その中で最も重要な中心的な位置を占めているのが9条の将来についての問題です。それを議論する上で、今日は何人かのパネリストにお越し頂いたのですが、本当に驚くべき、毎日開催するのは到底不可能なメンバーに集まって頂きました (笑)。

ベアテ・シロタ・ゴードンさんは、1923年ウィーンに、著名なピアニストであるレオ・シロタの娘として生まれました。シロタ家は1929年に東京に移り住み、ベアテはそこで5歳から15歳まで育ちました。日本を離れアメリカに渡りミルス・カレッジに入学した後も、ベアテは家族の友人知人を通じて知った日本の女性たちが不当な地位に喘いでいることに対し、多くの女性と同じく、憤慨していました。しかし他の多くの女性たちとは異なり、彼女は1947年、日本国憲法に女性の権利を書くこととなったのです。

彼女が自伝「The Only Woman in the Room（部屋の中の唯一の女性、邦題は「1945年のクリスマス」）の中で述べている様に、ベアテは22歳当時、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の民間人要員であり、ダグラス・マッカーサー元帥の下に造られた憲法会議と呼ばれる、以前よりリベラルな憲法を起草し、現存する日本政府に受け入れさせることを目的とした憲法起草委員会の20人のメンバーのうちの一人でした。そして彼らは、憲法起草を一週間でやるように命令されたのでした。

ベアテは人権条項を書くグループに割り当てられ、最も長く、そして想像できる限りで最も進歩的である一連の女性の権利を起草したのでした。あまりにも進歩的であった為、これらの多くの権利は民生局の全員男性の同僚によって削除されてしまったのですが、その中には障害を抱える育児中の女性の権利なども含まれていました。1940年代のことです。しかし、ベアテは現在の憲法に残っている二つの非常に重要な条項、14条と24条、を書いており、彼女と占領群が占領軍の憲法草案を日本政府側の代表に押し付けたとして知られる伝説としての、夜を徹してのセッションによって残ることになりました。9条は普通じゃありませんが、24条も普通じゃありません。私の知っているほとんど全ての女性のお気に入りの条項が第24条であり、婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない、と定めています。ベアテ・ゴードンさんは憲法が書かれた際の状況、さらに戦後の日本に生まれた女性たちにとって重要となった、彼女の担った役割について話して下さいます。

次のパネリストはジョン・ユンカーマン監督です。日本について、そして日本のドキュメンタリー映画についてご存知の方は名前を知っていると思います。彼の最初の並外れたドキュメンタリー映画「劫火 ヒロシマからの旅」はアカデミー賞にノミネートされました。彼は2002年にはノーム・チョムスキーのドキュメンタリー「チョムスキー 9.11 Power and Terror」を制作しました。今夜は過去38年、日本滞在とアメリカ滞在を繰り返した彼が2年前に製作した「映画 日本国憲法」の予告編をご覧頂きます。これは9条の改正に関するだけのドキュメンタリーではなく、平和憲法の関係、そして日本のアジアにおける近隣諸国との関係の見直し、さらに日本の世界での役割について述べています。

次のパネリストは、鈴木邦男さんで、彼は非常に稀なキャリアの持ち主です。彼は、彼自身を新右翼と位置付けており、First Wednesday Group、一水会という保守、ナショナリスト右翼団体の創設者であり、1972年、三島由紀夫とその追隨者の自決に触発され、この活動に目覚めることになりました。時勢が変わるにつれ、冷戦終結後の過去15年間、鈴木さんは反共産主義の右派から分離し、プライドを持ったナショナリストとして、非暴力の立場、そして他の極右その他のグループとは異なる活動をしており、その様子は右派左派双方の人たちから尊敬されています。彼は9条改正の可能性についての私見を述べます。

そして最後のパネリストがフランス・マコール・ローゼンブルースさんです。彼女はイェール大学デーモン・ウェルズ国際政治学の教授であり、日本の政治経済のスペシャリストです。彼女は現在、20世紀における日本の選挙システムの変更とその重要性に関する本を準備しており、さらにもう一つ、ジェンダーに関係する政治経済が、労働マーケットや政治的参加にどう関係しているのか、という研究プロジェクトも行っています。フランス・ローゼンブルースは日本の政治学を牽引する学者の一人であり、彼女が持つ改正に関する議論を国内そして国外の政治的文脈へと接続できる視点は、大変貴重なものです。

ベアテ・シロタ・ゴードン（以下BCG）：

今日は私にとっても個人的に思い出が深いこのアジア・ソサエティーに招待していただき、本当に有難うございます。

まず1946年2月4日のことからお話しします。ダグラス・マッカーサー陸軍元帥の最も信頼のおける側近で、東京の連合軍最高司令官総司令部の民政局長でもありましたコートニー・ホイットニー准将が、午前10時、会議室に二十人のスタッフを招集した際、私はそのうちの一人でした。准将は、マッカーサー元帥の指令により、我々が憲法制定会議員として日本の新しい憲法草案を作成する、と述べました。我々はあっけにとられてしまったのですが、さらに作成期間が7日間である、と言われた時には、本当に驚きました。そして、これは極秘作業である為、関係者以外と同僚にさえ漏らさないように、と命令されました。私達は草案に取り掛かるため急ぎ足で部屋を後にし、その後民政局長のチャールズ・ルイス・ケーディス大佐が民政局員の少尉委員たちが集まっていた多くのデスクを訪れ、担当する条項を割り振りました。私は政党課小委員会の一員だったのですが、冗談混じりに省略して「情事（Affair）」と呼ぶ者もいました。この委員会は、ピーター・ロウスト中佐、委員長のハリー・ワイルズ博士と私の三名でした。

私達はケーディス大佐から、人権条項を割り当てられました。ロウスト中佐は、私にこう言いました：「我々には7日間しかない故、委員会として全員で書くわけにはいかず、作業を分担するべきである。そしてあなたは女性だ」。私が「はい、そうです」と答えると、彼は、「ではあなたには女性の権利について書いてもらうのはどうか」と提案しました。私は大変嬉しく思ったのですが、同時に学問の自由についても書きたいという気持ちがありました。その気持ちを伝えると、ロウスト中佐は、「じゃあ、それでもいいからとにかく書いてみなさい」、と答えました。

次に私は、しばらくオフィスを離れても良いか、と尋ねました。了解を得ると、すぐさまジープに乗り込み、日本人の運転手に、空襲によって焼き尽くされた東京にわずかに残されている図書館のどれでも良いから運転して下さい、と頼みました。日本憲法草案の手本にするために、西洋の憲法を資料収集しようと思ったのです。それら資料をオフィスに持ち帰った時に、私は一躍人気者になったのですが、全員が参考文献として借りたがったのです。彼らも私と同じく、以前憲法草案を書いた経験など無く、可能な限りの手助けが必要だったのです。

私は入手した憲法を日夜研究し、スカンジナビア、ロシア、ワイマール共和国など多くの国の憲法に、女性の基本的な権利のみならず、社会保障の権利までもが含まれていたことに驚きと感嘆を覚えました。私たち家族が第二次世界大戦以前の日本に住んでいた頃、私の母やその友人達が、日本における女性の権利の少なさについて嘆いていたことを覚えています。女性がお見合いを経て強制的に結婚させられていた事も、覚えています。女性は、相続、住居の選択、離婚などの権利を持っていませんでした。事実、日本人女性はマッカーサー元帥が1945年の秋に与えた選挙権以外には、何の権利も保証されていなかったのです。

私は女性の権利について二ページ書き、小委員会員の許可を求めて提出しました。そして1946年当時の男性には珍しいことに、彼らは心から賛同してくれたのです。私はロウスト中佐婦人がアメリカ陸軍婦人部隊員(WAC)であったこともあり、彼の視野が明らかに他の男性よりも広いのだらうと思いました。また、ハリー・エマソン・ワイルズ博士の場合はとにかく女性好きで、普段から分け隔てなく女性を崇拜するような人だったので、私が女性に権利を与えようとしていることは、彼にとっても支持できるものでした。そうして書かれた草稿とともに、高揚した面持ちで私は運営委員会のオフィスへ出向きました。運営委員会はマッカーサー元帥と日本政府に提出される前に、どの部分が残るのか、削除されるのかを決めていたのですが、私は自信に溢れていました。そこで、ケーディス大佐は私の草案を読み返すやいなや、こう言いました：「ベアテ、君は日本女性にアメリカの憲法にさえ含まれていないほど多くの権利を与えたではないか！」私は、「でもアメリカ憲法には“女性”という言葉自体無いので、それは難しいことではありません」と答えました。

その後数々の議論が巻き起こり、結局、私が書いた、女性の社会保障権利の全てが削除されてしまいました。ケーディス大佐は、社会保障の権利は憲法に含まれるものではなく、民法で定められるべき条項だと考えていたのです。私は、日本の官僚らは憲法にて義務付けられない限り、民法をそれほど考慮して書くとは思えない、日本の女性はこれらの権利を獲得するのに非常に苦難を強いられる、と言うなり、泣き出してしまいました。それでも運営委員会は賛同しなかったため、私が女性の基本的な人権について書いた条項のみが草案に残されました。しかし、それが一番重要な条項であったので、私は満足することが出来ました。事実、歴史家のジョン・ダワーは著書『敗北を抱きしめ

て — 第二次大戦後の日本人』の中で、アメリカ人は歴史的に今日まで最も革新的と見なされる憲法を書いた、と述べています。非常に広範囲に人権、公民権が保証され、両性の平等が保証されました。さらに、国の交戦権は否定されました。

過去何十年に渡り日本は、軍事費用として使われるはずだった資金が、テクノロジー、教育と再構築に使われたため、繁栄しました。占領軍が日本を1952年に去った後、日本は自国の憲法改正をすることも可能だったのに改正しなかったという事実、そして世界中の憲法のうち、施行後40年経っても改正されることなく60年間保たれているといことを考えると、私はこの憲法が日本国民に適切であり、世界が見習うべき憲法なのだと思います。改憲されるのではなく、平和を求める他の国々が研究するべきものです。この憲法がイラク戦争以前にほとんど知られていなかったというのは、悲劇的なことです。過去60年間、憲法第9条 — 平和憲法のおかげで、日本の軍人は一人も人を殺しておらず、また日本では一人の軍人でさえ戦争により命を落としていない、そのことが認識されるべきです。そんな国がどこにあると言うのでしょうか。また日本と共に過去60年間を平和に過ごさせて来たアジアの他の国々も忘れてはなりません。その国々は日本の改憲への動きをどう捉えるでしょうか？日本は独立国家として、世界中の平和を率いる国となり得る素晴らしい機会を持っているのではないのでしょうか。

ジャン・ユンカーマン（以下JJ）：

まずご来場の方々とアジア・ソサエティ、そしてこのイベントをアレンジして下さったアトミック・サンシャイン展示実行委員会に感謝の意を述べたいと思います。また私の映画にも出演していただき大変な深みを与えて下さったベアテ・シロタ・ゴードンさんと一緒にこのシンポジウムに参加できることを光栄に思います。

今「映画 日本国憲法」英語版の予告編を観ていただいたのですが、私は東京に住んでいることもあり、皆さんにはこの映画が基本的に日本の観客に向けて作られたということを理解していただけたと思います。私たちはこの映画の製作を、2004年の冬に自由民主党が党の成立から50周年となる2005年度に、日本国憲法に関する革新的な変更を与える、という宣言をした直後から始めました。そこにはいくつもの目的があったのですが、一つは憲法起草が60年も前の出来事であった為、当時の日本の歴史的記憶、さらに憲法を作った際のプロセスを知っている人が大変少なくなってしまう、当時の様子を記憶している人、そしてこのテーマにおいて類推して考えることができる人が、現在の日本において極端な少数派になってしまったことが挙げられます。

ですから、このプロジェクトにおける当初の目的は、日本国憲法がどうやって作られたのか、そこに立ち戻って、そのプロセスを見つめることでした。また現代における大きな問いを視野に入れて、日本が直面している選択肢、そして憲法改正、特に9条に関する改正が行われることの可能性の意味、さらに日本とアジアにおける周辺国家との関係の上で述べようと思いました。

この映画を海外で上映した際に時々、なぜアメリカ人であるあなたが日本人に憲法を守るように訴えるのか、という質問を受けることがあります。つまり、アメリカ人のあなたは、アメリカ合州国が毎日のように破っている国際法を守るように訴えるべきではないのか、ということです。これは非常に的を射た質問だと思います。私のそれに対する真摯な答えは、あなたの質問が鋭く射ている、というものでしかありません。

事実、日本でこの映画について話す時、私は常にアメリカのイラク戦争を批判することから始めます。私たちが客観的なレッスンとして学ばなくてはならないのは、武力を使うことがいかに不毛で悲惨なことなのか、そして私たちは国際問題を解決する為の努力をしなくてはならない、ということです。

大型兵器を使うことで国際問題を解決し平和を創造することは不可能です。これが憲法の平和条項に埋め込まれている原則です。これは、十五年戦争を通じてアジアに3000万人の死者を出してしまった日本人が、戦後直後大変よく理解した原則でした。

日本国憲法は何度も、押し付けられた憲法、ということで批判されてきましたが、今日より多くの日本人がこの事実について認識するようになり、憲法起草の歴史について再考する人が増えました。ベアテさんが語られたように、当

時は多くの日本国憲法の草案があったのですが、最近日本で特集されている映画「日本の青空」では、そこに書かれていた理想溢れる考えについて詳細に渡って描かれています。戦争終結直後の日本では、多くの人々が憲法草案を書いており、日本がどうやったらより民主的な国になるのか、全ての国民に権利が保障され、より平等で、さらに二度とこういった戦争に関わらない国にするにはどうしたら良いのか、そういった理想があったのです。

これらの考えは日本国憲法に採用されており、事実、日本側からのいくつかの報告によると、9条そのものは幣原首相、つまり日本側から提出されたものであり、それがマッカーサーにより受け入れられ、憲法に加わったという説もあります。つまり、いろんな意味で、この憲法は占領による産物であったにも関わらず、日本の戦争直後の想像力に富んだ大地から現れ、そして現在も日本に存在する、そういった精神によって現れ、方向づけられたのです。

この押し付け憲法論に関してはもう一つの側面があり、日本国憲法を改正しようと大きな圧力をかけていたのはアメリカ合衆国ではないか、ということです。これは新憲法が成立してから間もなく、冷戦開始後、また朝鮮戦争の間、アメリカは日本に対して軍隊を持つように圧力をかけ、最初は小さなものだったのが次第に大きくなり自衛隊となっ行き、それは現在では世界第四位の軍事予算を持っています。つまり、アメリカの圧力のせいで日本は9条にて軍隊を持ってないと決めておきながら、本当にぞっとするような軍事力を今日持っているのです。

私たちはこの問題について後で触れますが、私はここで憲法改正の可能性の見通しについて述べたいと思います。事実、楽観的なニュースとして、日本で憲法を改正するべきだ、という圧力は減少しており、憲法改正に反対する人たちが急速に増えていると思います、その裏には、憲法を改正することは、ただ単に法律文章の言葉の遣い方を変更するのは訳が違う、ということ国民が理解した、という事があるからではないでしょうか。それはより広く普遍的な意味で深い問題を孕んでおり、それは日本が将来、アジア諸国、そして他の世界とどう関わっていくか、という問題の一部です。日本はアメリカとの軍事同盟の道、すなわち世界に対してより軍事的な方法を取る道を選んで行くのでしょうか？又は、最終的には9条の精神を活かし、アジアそして世界各国と平和条約を結ぶための根を見つけていくのでしょうか？ありがとうございました。

鈴木邦男（以下KS）：

鈴木邦男です。今日はアジア・ソサエティーにお招き頂きまして、本当に光栄に思っております。ありがとうございます。

僕は40年間、憲法改正運動をやってきました。で、日本国憲法は、一度きちんと見直すべきだと思っております。本当に素晴らしい憲法ならば、どんな論議にも耐えられる、生き延びるはずだと思っております。しかしながら、護憲派の人達は、その勇気がない、改憲論議そのものから逃げようとしていると、僕は思っております。それに憲法を守るとうとする人たちは、本当に憲法全体を守るとうとしている訳ではない、このままでいいとは思っていない。例えば、言論の自由、表現の自由はもっと強調してほしい、と言っている人は多い。また、公安警察は廃止すべきだ。あるいは死刑制度を廃止しろ、環境権をもっと書くべきだ、核廃絶を世界に訴えるべきだ、と要望する人は非常に多いです。また、1～8条の天皇条項はいらないと言う人もおります。つまり、「民主的な改憲を」と心の中では思っている人が多い。しかしながら、そんなことを言うと、自民党の改憲論議に巻き込まれて、9条を改正される。それを恐れている。だから、心ならずも、「憲法全体を護る」と言い、改憲論議にも反対しているのではないかと思います。

自衛隊は憲法違反です。自衛隊と9条は矛盾します。ですから 9条を本当に護りたい人がいるならば、9条違反の自衛隊は廃止すべきです。でも、そういう人たちは少ない。じゃあ、自衛隊はやむなく認めるといふのなら、9条に付け加えたらいいでしょう。しかしながら、そういう事を言うと、「それだけでは済まない」と心配するでしょう。今、「武力の行使」「戦力」を否定した憲法でもこれだけの軍備がある。では、正式に自衛隊を認めたら、もっと、どこまでエスカレートするか分からない。そういう不安があるのだと思います。だったら、その前提段階として、まず「歯止め」をかけた上で改憲論議をしたらどうだろうか、と僕は思います。その歯止めとは、たとえば、「核はもたない。海外派兵はしない。徴兵制はしかない」の三点をまず確認する。その上で論議する。そうしたら護憲派も安心して論議に参加できるはずだと思います。

僕も9条の平和の理想は尊いと思います。でもその理想を真に生かす為にも、もう一度きちんと見直すべきだろう。

日本は原爆を落とされた唯一の国です。ですから、日本だけが「自衛上」、核を持つ権利・資格のある国だと思いません。その日本が永久にその権利を捨てる。そうすると、他に持てる国はないはずだ。それを憲法にきちんと明記し、世界に訴える。それは「前文」に加えてもいい。現実立脚しながらも、あくまでも理想を、もっともっと夢を訴えるべきではないか、と思います。

この憲法が押しつけられたのは事実だと思います。ただ、素晴らしい点も非常に多い。ベアテさんが書かれた第14条、24条など、当時の日本人では絶対には書けなかったと思います。ですから、日本ではこの14条、24条を変えようという人は誰もいません。

それを確認する為にも改憲論議はすべきだと思います。今、日本では改憲論議が広く巻き起こっておりますけれど、でも改憲論議をする中でも、非常に大きな分裂があります。今のままでは、自民党の余りにも自分勝手な改憲になってしまう、そう思います。自民党の改憲論者はこう言います。「権利や自由だけでなく、国民の義務をもっともっと書け」「愛国心を明記しろ」「結社、集会、表現の自由は制限しろ」と。現実にはビラを配ったくらいで逮捕され、長期間拘留されている。そういう事が改憲によってもっともっと悪化する。自民党が支配しやすい国、支配しやすい国民にしようとしている。そのために「改憲」を利用しようとしている。そういった動きに対しては反対します。

私は、憲法は見直し、自主憲法をつくるべきだと思っております。しかし自民党が進めている様な「自由のない自主憲法」よりは、「自由のある占領憲法」の方が、まだましだと思っております。何も憲法のために国民があるのではない。国民のために憲法があるのだと思います。又、「自主憲法」といいながら、自民党は9条を改正し、アメリカ軍と共にどこにでも行ける軍隊にしようとしている。これにも反対です。三島由紀夫が言ったように、これでは「アメリカの傭兵」になってしまうのではないか。あくまでも自衛隊は「自衛」に限定すべきだと思っております。

自衛隊を認めなくてはならない、と自民党は言っておりましたが、今の改憲論議の中では自衛隊という言葉ではなくて、自衛軍や国防軍としようとしている。しかし、私はあくまでも今の自衛隊そのまま認めた方がいいと思います。さらに将来はこの自衛隊を廃止して、9条の理想に近づくように考えたら良いと思います。その夢や理想も書いたらいい。日本は戦力を否定した憲法を持ちながら、1950年には警察予備隊を作りました。それが52年には保安隊になり、54年には自衛隊になりました。だったら、その逆のコースを辿って理想に近づくという手もあるのではないかと、思います。

その為、自衛隊は認める。但し、もっともっと理想を書く。例えば、自衛隊はいつかは保安隊に戻す、さらに警察予備隊に戻す。そうすると、これはもう軍隊ではなく「警察」なんだから、日本に軍隊はない。「日本を見習え」と世界に対してもアピールできる。また、核廃絶に対しても日本はアピールできる。今の改憲論議は、余りに現実ばかりを見ており、理想が全くない。60年前にはもっともっと理想があったのではないかと思います。そういう意味で、今日は夢を語りたい、理想を語りたい、その意味で皆さんからもいろいろお教え頂きたいと思っております。ありがとうございます。

フランシス・マコーン・ローゼンブルース（以下FMR）：

皆さんこんばんは。まずこの憲法の世論調査に関わるグラフのスライドを見ていただきたいと思っております。上昇していく線は日本国憲法改正を支持する世論、特に9条に関する改正支持が過去数十年間、増え続けていること示します。事実、1990年代半ばより初めて、日本国民で憲法改正を支持する人たちの比率は、護憲派の数を上回りました。

お気づきでしょうか、このグラフは大きなX型になっています。憲法改正支持者の数は緩やかに上昇しており、平和憲法の支持者は緩やかに減少しています。この傾向に伴い、日本人で積極的外交を支持する人たち、すなわち自衛隊を支持し、さらに国連安全保障理事会に参加すべく圧力をかけるべきだ、と考える人たちも統計的に増えおり、日本の周辺にあるアジア諸国の不安を招いています。例えば、日本の首相による靖国参拝や、自由民主党が教科書改訂をしようとしている点など、アジアの近隣諸国には、日本の軍事主義・民族主義の再来として大変大きな問題として写っています。

しかし、この傾向にはもう一つの簡単には説明できない、一種のなぞなぞのような側面があります。これはある種の分類の問題で、それほど問題として認識されていません。それは、日本人で自分自身をナショナリストと自覚する人たちの割合です。自分自身を愛国者だと認識する人の割合、又は政府が正しいこと、間違ったことをやろうとそれを支持する、と答えた人たちの割合は、全く上昇していません。このラインは、平坦なままです。

そこで、どうしたら私たちはこの二つの分類上の現象を説明できるでしょうか？これは日本国内でも問題になっていると思います。そして、アジアの近隣諸国は、この日本の積極外交を取るべきだという国内政治に対して、どう捉えているのでしょうか？アジア諸国は怯えているのでしょうか？

これに関する説明はQ&Aにて行いますが、私はなぜ日本においてこういった統計結果が出るのかについて、国内政治上、さらに国際政治上の理由があることを提案したいと思います。特に、なぜ日本がドイツと比べて、第二次世界大戦の犠牲者に対する謝罪問題について異なっているのかという観点から述べたいと思います。

日本とドイツにおける違いの一つは、当時の国際情勢の文脈で説明できます。第二次世界大戦直後のドイツの安全保障を考えた際、ドイツはかつての戦争被害者である国々と多国的安全保障条約を結ぶように組み込まれていました。ですから、ドイツの安全は周辺諸国と決定的に結び付けられており、それを認識したドイツは周辺国と真の平和を結ぶことと真剣に取り組み、またそういったドイツの態度が過去にドイツに侵略された国々に真剣なものとして受け入れられてきました。一方日本は、アメリカと二国間条約を結びました。日本と周辺諸国の関係如何に関わらず、日本の安全はアメリカによって保障されていたのです。ですから、ドイツと同じ様な国際的圧力は日本には当初から存在せず、純粋な平和を周辺諸国と作る必要がなかったのです。これが当初からの国際的、そして政治的な環境の違いの一つです。

そして、なぜ日本国内の世論が、自衛隊の拡大と、それを土台としたある種の積極対外政策を支持する方向に変化し始めたかというのがあります。もちろん北朝鮮の情勢および中国の台頭といった国際的な要因がありますが、私の考えでは、そこには重要な国内政治的なルーツがあり、国内政治のアリーナにおいて、二つの重要な問題があります。

一つは日本の選挙のルール、すなわち1994年以前のルール（中選挙区制）と、1994年以降改正されたルール（小選挙区制）の両方です。この選挙システムを導入することにより、日本では左派が相対的に弱くなったのですが、特に比例代表制を導入しているドイツと比べた場合、ドイツには常に強大な左派の政党があり、その差は歴然としています。日本には、左派を固定する強力な勢力はありません。現在自民党が支配している訳ですが、以前の選挙ルールでは、おそらく、将来的に政党に変わる何かが見れる可能性がありました。しかし過半数を取らなくてはならないという圧力から政党は中道を行かざるを得ず、その結果、世論において一貫した左派の吸引力というものは失われました。これらの理由から、私は日本がドイツとは異なった道を進むのではないかと考えております。また、右派がより強くなるのではないかと、という可能性もあります。

しかし、いくつか楽観論の理由を挙げるのなら、日本における右派そのものが中道になっていくという可能性があります。全てを一緒にまとめて見た場合、こういった世論調査全ての結果と現在起こっている日本の政治制度の変化は、確かに民族主義の台頭を呈しているのですが、それは少なくとも、日本の国際貢献的役割に対して協力的である、ということと同時に暗示しています。これはある種冷めたナショナリズムであり、熱くそして不安定な、外国人嫌い、戦前のような軍事的冒険主義を巻き起こしてしまうようなナショナリズムではありません。

日本は現在、日米安保にぴったりと寄り添っており、その為、いくつか日本自身の権利を犠牲にしています。しかしアジア諸国の視点に立ってみると、日本は日米安保にぴったりと寄り添って進んでいくか、又は現在の9条よりもより強力なものを必要とするかという選択に直面しているのではないのでしょうか。なぜなら、9条は実際、日本が強力な軍事大国になることを防いでいないからです。世論はより強力な軍力を持つことを支持していますが、それは好戦的な使用を目的としたものを支持していません。ありがとうございました。

KG：パネリストの皆様、ありがとうございました。私自身からの質問は、このテーマで映画を作ったジョンから始

めたいと思います。これらの議論のど真ん中に、鈴木さんが指摘した様に、人々は多くの異なる改憲について議論しており、それは9条のみに限っていない為、現状を複雑にしています。私はこれら多くの議論を見落としていたのですが、あなたはこういった事態が起こると考えていますか？安部首相に率いられた自民党がこの改憲を進めるのでしょうか？

また、フランスへの質問ですが、この傾向を示す曲線は今後上昇し、改憲を支持する側が50%を超えることはあるのでしょうか？そしてもしも改憲が過半数に達したのであれば、これは9条改正についての過半数なのか、または鈴木さんがおっしゃった様に、憲法全体を含めての改正なのでしょう？ぜひこの質問から初めて、その後鈴木さんに似たような質問でご意見を頂きたいと思います。ジョン？

JJ：これを見極めるのは困難です。この議論の形は多かれ少なかれ、いろんな意味ではそれほど変化していません。それは常に賛成派と反対派の間の葛藤なのですが、この改正賛成派と改正反対派の議論は果てしなく続いています。そして、今後もこういった形が継続することが予想されます。またそういった議論の一部をある種のタブーが占めており、人々が自由に話せない論点があるという状況があります。私は、鈴木さんが指摘した中で最も重要なものは、9条守護派の人たちの多くが、全ての改正に関する議論そのものを否定する、という非現実的な立場を取ってしまったことです。

しかし、改憲を推し進める人たちが全て信用されているというわけでもありません。改憲派の人たちは、我々は日本を軍事国家にしようとしているのではない、現実を直視しているだけだ、と言いますが、護憲派の多くは、改憲派は将来的には軍事増強の方向でどんどん推し進めて行ってなし崩し的に軍事国家を再形成しようとしているのではないかと疑っています。

他方、フランスが指摘した通り、これについて話さなくてはならない、考えなくてはならない、という圧力が日本国民の間で広がってきました。この問題が人々の間で深刻に考えられるようになったのは、過去三年のことで、改憲の可能性を彼らは真剣に取り扱って、議論をしたり、歴史書を読んだり、レクチャーを聞いたり、様々な活動をしています。

ノーベル文学賞受賞者である大江健三郎率いる9人の知識人が設立した全国9条の会など、その例の一つでしょう。この会は9条改正反対の草の根の市民運動でその数は現在は全国で六千にのぼり、市別や、医者や弁護士の会など職別の組織されている場合もあります。私も映画関係者の9条の会に所属しているのですが、年に二度、四度、レクチャーを開いたり、私の映画または憲法に関連した他の映画を上映したり、議論、論争などを行っています。ですから、六千を平均二百人の会員とかけ、年に四回となると、それはとても実質的な数の人達がこの問題についてより深く、真剣に考えており、これは戦後の他のいかなる市民運動よりも実質的だと言えないでしょうか。ですから、日本には草の根的な大衆教育の努力がかかりの規模で行われている可能性があるのです。

私のコメントを終える前に、この市民運動の影響があったのではないかと報告させて下さい。4月6日に行われた読売新聞の最新世論調査によると、日本国憲法の改正を支持する人達の割合は46%に下落しており、50%を切ったのは過去10年か15年の調査において初めてです。

また2004年を見てみると、改正支持が65%、人口の2/3を占めていました。その翌年、61%、その翌年、56%そして今年が46%です。そして、改正に反対している人達、抵抗している人達が39%です。ですから、そういった意味ではほぼ同数になっています。9条において、その意味は正確に理解されなくてはならないと主張する人達、すなわち日本は自衛隊を廃止すべきだ、と主張する人達は、人口の20%を占めます。人口の35%が現状維持、すなわち憲法そのものを改正するのではなく、その解釈を変えることで、日本政府は自衛隊を持つことができるという考えを支持しています。

ですから、この二つの数字を足すと、人口の56%が現状維持またはより厳密は9条解釈を支持しており、それは9条改正を支持する35%を上回っています。つまり、これらの数字は改正に反対する方向に向かっており、それは事実、

氷の流れを引き締め、再氷結させていると言えるでしょう。私が思うに、おそらく起こるであろうことは現状維持であり、憲法は改正されることなく残り、日本は将来、より強力な軍隊を持続けるでしょう。

CG：ありがとう。そしてフランス、この傾向の線が続くと仮定して、あなたはこれには、国内そして国外のどういった要因の組み合わせがこれを推し進めていくと思いますか？

FMR：ジョンが言った通り、日本における現状維持というのは、巨大な軍隊を保持していることを意味します。日本の軍事予算は、いろいろな計算の仕方があるのですが、世界で三番目から四番目に大きなものです。ですから、私たちは平和主義国家について話している訳ではないのです。日本の国民はそれを国際的な力としてどう使用したいのかを考える必要があります。

そして現在の国際的圧力は、日本が日米安保を引き続き支持する方向へと向かっていますが、それは日本にとって大規模な軍隊へと発展させるよりも安いからであり、また北朝鮮と中国に対する過度の不安が、これら軍隊を全て撤廃することを難しくしています。ですから日本にとって、純粋に平和的な方向に向かうのであれば、ドイツがNATO軍に加わった様に、おそらく日本はアジアの近隣諸国と多角的外交に従事しなくてはならなくなるでしょう。日本は今までそういったことを行ってきておらず、日中関係がそういった方向で進むというのはなかなか考え難いです。

もう一つジョンが言ったことに添って付け加えると、日本では過去数十年間、安全保障政策に関してより多くの議論が巻き起こっていますが、これは非常に重要で、なぜなら選挙のルールが大きな問題に対して焦点を当てるべきだという方向に変化し、以前の選挙のルールのように政治家が小さな後援会をやりくりする、という状況が変化したからです。今の政治家達は、小選挙区において投票者から最高得票数を獲得した人がその選挙区の代表となることから、最高得票を得ようと競い合っています。ですから、この選挙区の変更はより大きな問題を議論することが可能となり、これは日本の民主主義にとって非常に健康的なことだと私は考えます。

CG：ありがとう。鈴木さん、今聞いたことに関してあなたが賛成か反対かは分かりかねますが、現在改憲に関する議論が盛んになって来ています。この議論が進んでいった場合、どういった事態が発生するとお考えでしょうか？9条の未来に関するあなたの観測はどういったものでしょうか？または、こう伺った方がよるしいでしょうか、憲法改正に関するあなたの観測をお聞かせ頂けますか？そして、もしも憲法の条項を改正となった場合、どうなるでしょうか？

KS：僕は40年間、憲法改正運動をしてきまして、その中で、かつては憲法が全ての悪のルーツである、元凶であると思っていました。で、憲法さえ変えれば、日本は全て良くなると。他人への思いやりも出てくるし、で日本人が一人ひとり自立した国民になるし、犯罪もなくなると思っていました。

しかしある時、気がつきました。憲法を変えても何も変わらないかもしれない、日本人の犯罪もあるだろう、それからまた、いろんな悪い点も残るだろう、でも憲法は変えるべきだ、見直すべきだと思います。その位、なんて言うのかな、その、穏やかな形で憲法は論議して変えるべきだ、いつまで経ってもあれはアメリカから押し付けられたんだ、という疑いは残る。ですから一度国民投票をして、この憲法が素晴らしいというならば、それはもう日本国憲法になるのですから、僕らも誇りを持って守ります。

CG：ベアテに伺いたいと思います。私はあなたが人権小委員会にいたことを知っていますが、1946年当時、その小委員会に所属していた人達の中で、他の憲法条項草案、特に戦争放棄項目についての話題を話し合ったり議論したりしていたということはありましたか？勿論、そういった情報はアメリカの国家機密で本当は話してはいけないことなのですが（笑）。

BSG：私たちは、そういった事に関して話す機会は全くありませんでしたが、9条については知っていました。それはマッカーサーが一番最初に、この条項は変更できない、と言ったからです。しかし、お互い議論したり話をする時間がありませんでした。私たちはただ、割り当てられた仕事をただで、その後は通常の仕事に戻り、憲法に関することがらには一切関わることはできませんでした。

直接9条に関わることはありませんが、草案に関する議論で私が一番思い出すのは3月4日に日本政府の官僚と私たちが再度極秘会議を開いたことです。それは、私はただ通訳として招かれたのですが、日本の官僚の人達は私の通訳が早いということで私には非常に好感を持っていました。皆、とても疲れていて、私たちは朝の10時から始めたのですが、夜を徹して働き、例えば女性の問題、人権条項は深夜2時になるまでは議論されませんでした。（観客、ため息をもらす）

私は信じられなかったのですが、ケーティス大佐は私が書いた女性権利の草案を日本側が攻撃した時に、それを弁護したのです。日本側は、女性の権利は日本の文化や習慣に合わない草案を批判したのですが、まず初めに、「シロタさん、彼女の心のささやき、それが女性の権利です」と述べたのです。（皆、ため息）そりゃ、私も驚きました。どうやったら、そんなことを、憲法会議のような重要なミーティングの場で言えるのでしょうか（会場 笑）。次に彼は、私が日本に長年住んでいたことや日本の女性の状況についてよく知っていることを話しました。日本人側も驚いたと思います。そして日本側が、「分かった、通過させましょう」、そして彼も、「ぜひ通過させよう」という風になったのです。そして最終的には、彼らは日本の側で通過させる、と約束しました。確かに私たちは占領軍側は、女性権利については決して譲らないという条件で会議に臨んだのですが、日本側もそれを知っていたのではないかと思います。つまり彼らは多分女性権利を弱めようと思っていたのかもしれませんが、同時に女性の権利という概念を受け入れる用意があったのでしょうか。

私の夫(当時はまだ婚約者) ジョー・ゴードンは主任通訳として私と一緒に次の日の午後6時まで、草案の適切な言い回しと表現を選ぶ仕事をしました。日本語への翻訳は漢字の使い方などによってかなり異なるので、私たちは異なったニュアンスを持たせたかったのです。たとえば私たちが天皇の権利について議論している際、日本側は、天皇により強い権限を与える日本語を使おうとし、アメリカ側は天皇の権利をイギリスの女王なみにするような言葉を使おうとしたのです。ですから、それをどうやって翻訳するか、どういう文字を使うかについて多くの議論があり、それは午後六時まで続いたのです。

CG：そう、事実、ベアテが仰られた当時の状況と同様に、現在の改憲議論もこういった文字を使って書くのか、といことを巡って争われています。改憲派が提出する草案のいくつかは、例えば「責任」という文字を「責務」という文字で置き換え、国民の権利よりも国家への義務といったような意味を強調しています。もし皆さんが他国がどう憲法を改正してきたかという比較調査をすれば、文字を一つ変えるだけでこれだけ意味が変わってしまう憲法改正とはとても微妙で繊細な経過を必要とする仕事だということが分かって頂けると思います。私たちのアメリカ憲法ではこれまで200以上の修正条項が提案されてきましたが、1787年から今年までのうち27しか通過していません。

他の国の憲法改正はより簡単です。例えばドイツの現行憲法は日本と似ているところがあり、これも外国の占領軍によって書かれています。ワイマール憲法は明治憲法よりもリベラルなものでしたが、日本と同様非常に長い憲法制度の伝統を持っていたと言えます。しかし興味深い違いは、1949年基本法施行以来、ドイツ人はこの憲法が外国人によって書かれたものだから改正しよう、という理由で議論することが無かったのです。日本の改憲議論をよく知っているドイツの憲法学者はよく、「日本人は誰が憲法を書いたのかなんてことを気にする」とよく言います。そしてドイツでは戦後五十回近く憲法を改正してきました。明らかにドイツと日本では違うパターンが働いています。そういったパターンの深い根源は、各国の政治制度にあります。アメリカで生まれ育った私たちは、この国でいかに「憲法」という観念が強いものか、そしてそれが政治・法律制度の中でどのように働くのかという事をよく知っています。全ての国は独特の形で憲法との関係を持っている為、憲法を改正するということは常に各国特有の政治的で難しい問題を提示します。それは日本だけではありません。そして私達が今日名前を挙げた国々が9条を持っていないことを考えると、日本での憲法改正はもっと難しいといえます。それは護憲派の人達にはよいニュースですが、そこには護憲論を弱める問題もあります。もし時間があればもっとこのことについて話したいのですが、質問を会場の皆様からこれから聞きたいと思います。どうぞ。

Q&A1：日本の中で、誰かベアテ・シロタ・ゴードンを雇って9条をアップデートして、それを国連に持って行って国際法にしようとかする勇気のある人はいないのでしょうか？日本のコミュニティの内部のみに縮小するのではな

く、世界のコミュニティへと前進、そして押し上げることが必要だと考える人が日本に一人くらいいないのでしょうか？

CG：良い質問だと思います。鈴木さん、どうぞ。

KS：ええ、賛成ですね。それからもう一つ聞きたいのは、例えばアメリカの人は、日本に憲法を与えた、それをアメリカの人が皆知っているのかどうか、またそのことについて誇りを持っているのかどうか、それも聞いてみたい。そうでないと、今イラクにやっていることも、同じようなことをやっているんじゃないか、という気がするんです。

CG：その質問には私が答えられます。最近のアメリカの世論調査の報告からなんですが、35歳以下のアメリカ人のほとんどが、アメリカ又はいずれかの国が日本を占領していた、ということすら知りません。

KS：ええ？本当に？(会場どよめく)

CG：そうです。つまり日本憲法そのものが既に若いアメリカ人にとって遠い忘れられた事実となっているのです。90年代に他のこんな世論調査がありました。イラク占領に関する問題が持ち上がった際、全ての政治家や政府関係者が急にドイツと日本について比較し始め、私たちは日本とドイツで成功したのだから、イラクでできないはずはない、という話をし始めたのです。

ジョン・ダワーや私たちのような学者が膨大な時間をかけて事実を見つけ、これはアメリカがやったものではなく、ドイツ人と日本人によって成し遂げられたものであることを、アメリカの人々に説きました。興味深かったのは、立法者、すなわち議会にいる人達は、アメリカによる占領がどういったものであったのか、全く知らなかったということです。ですから、憲法に関する質問に関しても、アメリカの立法者は日本の憲法について特に9条について知っているだけで、それはジョンが指摘した様に、彼らは平和憲法に強い印象を受けており、1950年代初頭から日本による安全保障のタダ乗りを防ぐ為、改憲の圧力をかけていたからです。

ですから、答えはノーです。つまり、アメリカ人ほとんどはどうやって日本国憲法ができたか、ということについては知らないと思います。

BSG：私も一言付け加えさせて下さい。本当に、イラク戦争までは、2万人、または2万5000人以上足らずの人しか、日本国憲法に関して知っているアメリカ人はいませんでした。なぜなら私は、日本で何年か前にこの質問を受けたことがあり、その際に非常に恥ずかしい思いをしたことがあるからです。私が憲法について話している際、日本の方々が、アメリカ人が平和条項に関してどう思っているのか、そして女性の権利に関してどう思っているのか聞きたい、と質問があり、私はアメリカ人のほとんどが、これが存在していることすら知らない、と答えました。私はこの事実に関して大変遺憾に思うのですが、この数字は急いで計算して出されたものではないと思います。間違っているかもしれませんが、確か2万5000、3万、それ以下だったと思います。

ですから私は、第二次世界大戦後今までずっと存在していた憲法が知られていない、というのはなんて悲しいことだろう、と思いました。第二次世界大戦が終わった後、私たちはもう二度と戦争をしないだろう、と思ったのを記憶しています。皆さん、若すぎるから知らないと思うけれど、この考えは戦争を経験した世代が考えてきたことだと私は断言できます。もう戦争は起こらないと思ったのです。勿論その後も私たちが見続けてきたのは、小さな戦争、大きな戦争、革命戦争やどんな形態であれ、戦争だった訳ですが。もしも世界を、過去60年間という期間で俯瞰してみた時、それが実際に起こった出来事だった訳です。

そこで9条です。私が述べた様に、私自身はこの条項と、なんら個人的な関係はありませんが、これは私にとって、過去世界が数百年間に及んで挑戦してきた、長続きしなかった他の多くの解決方法に比べて優れていると思うのです。ですから、私は、もしかしたらこれが解決方法なのではないか、と考えました。

侵略戦争という意味において、戦争を放棄する、そしてもしもそれを他の国がコピーしたら良いではないか、私はそ

れを何年にも渡って、どうしてそうしないのか、と主張してきました。私はこれを日本政府の為にやっていると言うのでしょうか？日本は素晴らしい平和条項を持っているのですから、それを宣伝するべきです。もちろん彼らは政府の意向から、それを行いたがらないでしょう。戦後ずっと、日本政府はずいぶん保守的なものでした。そして、政府は実際、より保守的になりつつあります。しかし私は、ユンカーマンさんの意見を聞いてとても嬉しかったのですが、彼は現状が逆の方向に行くと考えています。

CG：ジョンがもう一つコメントを付け加えて、そして次の質問に行きましょう。

JJ：日本の平和運動をしている人の中には、9条を世界の舞台に持って行って、これを日本の外交の切り札として使うべきだという議論をする人達が、実際にいます。日本は世界においてユニークな位置にあり、この立ち位置を利用すべきだと思います。事実、地球上にいる多くの方々希望を象徴、そして具体化しているのが9条と言えるのではないのでしょうか。そして、もしも日本にリーダーシップがあるのであれば、9条に帰依する問題というのを、9条を切り札として利用することが可能でしょう。

CG：日本がなぜ国際的役割として世界平和を進めようとししないのかを議論を進める前に、日本の軍事力増強の背後にある別の軍事力、アメリカ合衆国について忘れてはいけません。これは日本が一人で踊っているダンスではなく、アメリカとともに二人で踊っているダンスなのです。次の質問、どうぞ。

Q&A2：ちょっと混乱したんですが、私は憲法は押し付けられたものと聞いたのですが、その後、当時の日本側の高官が9条を憲法に含むようにと申し出て、その為にマッカーサーが憲法に含めた、とも聞きました。つまり、9条は押し付けられたのですか、それとも日本側の本来のものだったのでしょうか？

JJ：これはとても混乱しがちな問題なのですが、私は9条の基本的なアイディアは日本側から出たと考えています。当時の国民が9条を含めた新憲法をととても強力に支持していたことも重要です。しかし、憲法そのものはベアテさんらの委員会によって起草され、日本政府に提出されたもので、日本側もあまり選択の余地無く施行されて現在の日本国憲法になっているというのも事実です。

KS：僕はずっと憲法をそのアメリカが9条を押し付けてきたと思っていましたけれど、でもあの時点で、やはりもう戦争はしたくない、と言う国民が多かったというのも事実だと思います。それはジョン・ダワーさんの本を読んで感じました。で実際日本では、本当はかなり平和的な民族だと思うんですね。例えば、武器の進化を止めた唯一の国です。例えば、鉄砲が入ってきて、その後、全部鉄砲になった訳ではなくて、鉄砲を捨ててまた刀に戻っている。あるいはその平安時代、1000年以上も前ですけれど、350年間死刑を廃止していました。そういう意味で非常に平和的な国民だったのが、西洋に肩を並べようと思って軍備を作って、非常にその暴走してしまった。ですから、ある意味でその九条の精神も日本の精神があるかもしれない。だからそれをもっと、どういう形で実現して行けばいいのか、そのプロセスがないんじゃないか、と思うんです。もっとそのプロセスを考える、また世界にもっともっと訴えるべきだと思う。その上で日本の立場も理解してもらおう努力をしないと、ただその9条を守れ、だけでは仕方がないんじゃないかな、という気はしますけれど。

CG：はい、次の方、どうぞ。

Q&A3：私の質問は、ベアテ・シロタ・ゴードンさんへの質問です。まず初めに、私は日本の平和憲法は素晴らしい、そしてぜひ守って行ってもらいたいと思います。しかし、現実的な議論として、いろいろな人から質問を受けたかと思いますが、もしも日本が他国から攻撃を受けた場合、日本は自身の国民をどうやって守るのでしょうか？この状況は、もしも自衛隊が廃止されてしまった場合、有り得るのではないかと思います。どうやって日本は、自国の国民を守ることができるのですか？

BSG：ええ、これは良い質問です。なぜなら私は、皆ご存知かもしれませんが、この件に関してケーティス大佐と話したことがあるからです。当初、9条には、日本は攻撃、自衛共に軍隊はもてない、と書いてあったのです。そしてケーティス大佐がおっしゃったのは、これらの条文がマッカーサーが読めるようにとタイプライターにて文章化され

る以前に、ケーティスの手に一旦渡ったというのです。彼は占領軍において非常に重要な人物で、私が理解する限りでは、誰が何と言おうと、彼は占領全体を統括していたのです。

どちらにせよ、彼が私に言ったのは、攻撃および自衛、という文章を読んだ時、これでは自衛そのものすらする権利さえ持てないではないか、と感じたと言います。それ故に、彼は「自衛」という文字を削除し、そして彼は、この自衛さえ認めない、という考えがどこから来たのか、そしてマッカーサーがそれを知っていてそれに同意していたのか、分からない、と言っていました。真相は誰も分かりません。ともかく、「自衛」を禁ず、という意味にとれる言葉が最初にあったのですが、それはその後取り除かれ、侵略戦争を禁ずる、という風になったのです。私はなぜマッカーサーが自衛の戦争をも違憲となると考えていたのか分かりません。ともかく、自衛という文字は条文の草案が日本政府に提出される前に削られたのです。

Q&A4：私はローゼンブルースさんがおっしゃった統計に関して二つ質問があります。一つ目は、二つの統計の不一致についてです。おそらく教授が述べた通り、これらの調査が保守政党によって大変よくデザイン、そして計画されているのではないのでしょうか。政党のみならず、政治家からも、そして読売新聞を初めとする保守メディアもそれを支えているはずですが、ですから、これらの調査は何年もかけて上手く計画されていると私は思います。つまり、そういったメディアが作り上げる世論調査は、本当に日本人の世論を指しているのでしょうか？

また、鈴木さんへの質問です。いわゆる一般の人々による公の場における議論が、現実的に国会レベルでの政策決定に影響を与える程力強くなりえるのでしょうか？私たちが皆知っているように、日本の国会は通常、例えば憲法改正についても、既に意思を決めている政治家によって独占されています。私には、これがあたかも、日本において毎回20年おきにやってくる、一極からもう一極への動きのように見えるのです。

FMR：時間があまりない様なので、簡単にお答えします。私は、世論調査をそういった警戒心と共に読むことに関して同意します。さらに質問の言葉使いや導入部分などの操作を通じてエリート階級が個人の意見を誘導し影響を与えている、ということに関しても同意します。

しかし、日本における政治的議論というものは以前に比べるとかなり元気に満ちていると思います。私は、日本政府が裏から密かに一定の世論を操作出来るほどの能力を今持っているとも思いません。より積極的な外交を支持するという世論結果は、自衛隊がもう十分巨大になっているという一般の人々の認識を反映していると思うのですが、いかがでしょうか？これは、ある種の現状維持の支持に近い、と言えるでしょう。こういった世論は日本がすでに行ってきたことを認めるというものなのですが、もしかしたらジョンが期待するように、左翼が中心となった運動が力をつけ、そういった傾向と効果的に戦えるようになるかもしれません。

CG：それでは、最後に鈴木さんから、世論が国会にいる政治家に影響を与えることができるかどうかについて、お言葉を頂きましょう。

KS：ええ、あると思いますね。今はあまりにも現実を追認するだけで、理想がない。今僕が思うのは、第二次世界大戦が終わった後は、日本・ドイツ・イタリアが負けて、もう戦争を起こす国はない、だからもう世界中から軍隊をなくそう、と多分アメリカは考えたのでしょう。で、そのテストケースとして、日本の軍備を廃止する、と。ですから、その理想は僕は結構立派だと思うんですね。ただ、その後が続かなかったと思います。世界中はもっともっとその軍備拡張の競争になっているし、また核兵器も持っている。ですから、それをどういう風になくすか、というベアテさんの言った話も分かるんですけど、そのアメリカの60年前の理想の実験の為だけに日本が潰れても良いのかと、という事をやはり国民が不安に思っている。ですから極端な話、今日本が自衛隊を無くしても、攻めてくる国はないかもしれない。でも、軍隊が無くなったら、自衛隊が無くなったら不安だ、という心の問題の方が大きいのだと思います。それを、どういう風に国民に納得させるのか、また世界に発信するのか、そういう世論の問題、言論の問題だという気がします。

CG：パネリスト全員に感謝したいと思います。私は、このディスカッションが大変有意義になったものと思いま

す。私は、9条を信じる皆さんが、部屋を出る際に、入ってきたよりもより多くの楽観製を持ってでることと期待します。ありがとうございました。

責任編集：キャロル・グラック・渡辺真也

(英文による討議よりテープ起こし後、訳出 テープ起こし+翻訳：渡辺真也 翻訳協力：内坂香織)

※ この日本語PDFファイルは、「アトミックサンシャインの中へ - 日本国平和憲法第九条と戦後美術」の日本巡回に伴い、作成したものです。紙面の都合上、シンポジウムの全文を日本語リーフレット

<http://www.spikyart.org/atomicssunshine/leaflet.html>

に掲載することが困難であった為、別途PDFとして公開しているものです。著作権は「アトミック・サンシャイン - 九条と日本」実行委員会に寄与し、無断使用を禁じます。

(C) 「アトミック・サンシャイン - 九条と日本」実行委員会 (会長：渡辺真也)

All Rights Reserved